

令和8年（フ）第4168号
東京都練馬区向山4丁目16ー6 ハイツハル
パン 1ーD
破産者 五通 結花
1 決定年月日 令和8年8月21日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4201号
東京都墨田区業平5丁目13ー3ー101
破産者 渡邊 直樹
1 決定年月日 令和8年8月21日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4211号
東京都板橋区新河岸3丁目10ー4ー206
破産者 横山 憲司
1 決定年月日 令和8年8月21日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4212号
東京都北区神谷1丁目6ー16 RハイツK
2ー202
破産者 石塚セレナ
1 決定年月日 令和8年8月21日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4223号
東京都足立区梅田7丁目21ー8ー501
破産者 富樫 健也
1 決定年月日 令和8年8月21日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4248号
東京都板橋区赤塚4丁目32ー12ー103
破産者 橋本 徹

1 決定年月日 令和8年8月21日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4252号
東京都中野区沼袋4丁目12ー14ー103
破産者 秋本 志穂
1 決定年月日 令和8年8月21日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4291号
東京都荒川区荒川5丁目25ー7
破産者 比田 晴也
1 決定年月日 令和8年8月21日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4355号
東京都足立区加賀2丁目24ー20ー101
破産者 山崎 将
1 決定年月日 令和8年8月21日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4427号
東京都台東区今戸2丁目35ー13ー603
破産者 松岡 直也（旧姓谷口）
1 決定年月日 令和8年8月21日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4428号
東京都台東区今戸2丁目35ー13ー603
破産者 松岡 里衣
1 決定年月日 令和8年8月21日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年（フ）第272号
群馬県高崎市正観寺町29番地1
破産者 株式会社サン・カーショップ
1 決定年月日 令和8年8月24日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和7年（フ）第318号
群馬県高崎市井野町95番地1 ロビンソンハイ
ツ101号
破産者 株式会社YK物流
1 決定年月日 令和8年8月24日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和8年（フ）第157号
さいたま市緑区道祖土四丁目23番19号
破産者 Brooks Co. 株式会社
1 決定年月日 令和8年8月24日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年（フ）第660号
さいたま市南区大字太田窪3502ー20 グラン
ソフィア南、商業登記簿上の本店所在地東京
都北区王子二丁目18番12ー204号
破産者 株式会社 Double K
1 決定年月日 令和8年8月24日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年（フ）第3372号
神奈川県海老名市東柏ヶ谷3丁目3番31号
破産者 有限会社宝寿司
1 決定年月日 令和8年8月24日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第96号
福岡県田川郡糸田町3799番地5
破産者 株式会社ジーワン・トレード
1 決定年月日 令和8年8月24日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所田川支部

令和7年（フ）第208号
茨城県坂東市生子2723番地の1
破産者 有限会社板垣商店
1 決定年月日 令和8年8月25日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

令和6年（フ）第173号
群馬県前橋市関根町186番地
破産者 株式会社三共クリエイト
1 決定年月日 令和8年8月25日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和8年（フ）第226号
東京都青梅市本町201番地の18グリーンハイ
ツ303
破産者 浦野 茂
1 決定年月日 令和8年8月25日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第758号
東京都八王子市横川町108番地横川町住宅
6ー505
破産者 山下 大彰（旧姓小川）
1 決定年月日 令和8年8月25日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部